茨城キリスト教大学動物実験委員会動物実験施設管理運営に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、茨城キリスト教大学(以下「本学」という。)動物実験委員会(以下「委員会」という。)規程第2条第1項第3号から第6号の規定に基づき、本学の動物実験施設(以下「施設」という。)を適切に管理運営するために必要な事項を定めるものである。

(管理運営小委員会)

- 第2条 施設の管理運営については、動物実験委員会に管理運営小委員会(以下「小委員会」という。) を置く。
- 第3条 小委員会は、次の委員をもって構成する。
 - (1)管理者(委員長)
 - (2)施設利用学部の教員 各1名
 - (3) その他施設の管理運営上必要と認めた者
- 第4条 小委員会は、施設の管理運営を適正かつ円滑に行うため、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 施設の管理および運営に関する事項
 - (2) 施設の増改築に関する事項
 - (3) 施設の予算に関する事項
 - (4)動物の搬入、配置、飼育に関する事項
 - (5)施設内の機器、器具、薬品および備品に関する事項
 - (6) 利用者への広報および教育に関する事項
 - (7)動物実験施設管理運営規則等の制定または改廃
 - (8) その他委員会または小委員会が必要と認めた事項

(管理業務)

- 第5条 施設の管理は、管理グループが行う。
- 第6条 管理グループは次の者をもって構成する。
 - (1)管理者
 - (2) 飼育技術者
 - (3) 飼育補助員(動物実験を行う学部の助手)
- (4) 施設管理者(茨城キリスト教学園総務部管財課長またはそれに準ずる者)
- 第7条 管理グループは、委員長の指示に従って、次の作業を行う。
 - (1) 施設の管理(施設利用管理、施設の保守・洗浄・点検等)
 - (2) 動物の飼育管理(動物の入退管理、動物の検収・配置、動物の飼育、飼料の供給等)
 - (3)動物の出納管理(動物の出納・集計等)
 - (4) 利用者への広報等

(利用者)

- 第8条 施設の利用者は、次に掲げる者とする。
- (1) 本学の教育職員
- (2) 本学大学院学生、学部および学環学生、研究員および研究生
- (3)委員長により資格を認定された者
- 2 前項第2号および第3号の者が利用する場合には、本学教育職員の指導・監督を必要とする。ただし、小委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。
- 第9条 施設を利用する場合は、別に定める「動物実験施設利用マニュアル」に従わなくてはならない。

(改定)

第10条 この内規の改定は、委員の発議により、動物実験委員会の議を経てこれを行う。

附則

- 1 この内規は、2015年10月1日より施行する。
- 2 この内規は、2024(令和6)年4月1日より施行する。